

行。

と記されてあるに依つて知ることが出来る。

尤も提領の選任待遇等は必ずしも一樣ではなく、時と場合によつて相違はあつた。永樂大典本站字の下に引かれた元典章の選取站官事理には、至元二十三年九月中書省が御史臺の呈を准けて議得したとして、

江南諸路新附站官不_レ曉_レ喂_レ養馬匹。本省議擬。於_下有_二根脚。曾歷仕入_二流品_一北人内_上。選_二取提領一員_一。每月俸給_二二十兩_一。一周歲爲_レ滿。……副使本處站戸内選_二差一員_一。常川勾當。……都省議得。每站設_二提領副使各一員_一。提領一員。於_下慣_二會勾當_一北人内_上選取。受_二行省劄付_一勾當。三周歲爲_レ滿。……副使於_二本處站戸上戸内_一。選_二知_二官事_一。爲_二衆推服_一者一名_上。受_二通政院劄付_一。常川勾當。咨請_二依_レ上施行_一。

と見えてゐる。これは當時南方新附の地の驛站を經營するに當つて、特に施行した制度であつたと思はれる。即ちこゝに定められた提領は站戸内から選取したのではなく、また俸も給せられた一箇の正官であつて、副使といふのが前述の提領に相當するものであつた。南方新附の地の提領を站戸内から取ることは、單に馬を養ふことを知らぬといふ理由のみならず、別にまた站の當面の目的たる軍情の機務を漏洩する恐れもあつたからでもある^⑧。その後南方でもこの制度を改めたかどうかは明らかでないが、前記延祐四年の規定は南北何れとも限つてゐないから、多分一般に施行せられたものであらう。假令然らずとするも、當時少くとも北方では、提領を站戸から選取したことは疑ない事實と認められる。この提領は驛務の繁閑や、時の前後に従つてその員數に増減のあつたことは勿論で、例へば至大四年八月五日の兵部の呈には、